

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険料が還付されます！

対象となる方

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険組合被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）

国民健康保険料の還付方法

- 出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）まで保険料が還付されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			出産月			
多胎の方			出産月			

※産前産後期間の保険料が還付されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が還付されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が還付されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産月			

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相の保険料が還付されます。令和6年1月より前の期間については還付の対象とはなりません。

…対象期間

申請方法

- 出産育児一時金の直接支払制度及び受取代理制度を利用された方
医療機関等より出産の事実を受け、貴組合より産前産後の国民健康保険料軽減措置通知書及び届出書を郵送しますので、必要書類を返信していただき軽減措置期間の保険料を指定口座に振込をします。
- 出産育児一時金の申請をされた方
出産育児一時金申請書の届出において出産の事実を受け、貴組合より産前産後の国民健康保険料軽減措置通知書及び届出書を郵送しますので、必要書類を返信していただき軽減措置期間の保険料を指定口座に振込をします。

届出に必要な書類

- ① 産前産後の保険料軽減措置届出書
- ② 母子健康手帳、世帯全員の住民票、出生証明書、死産証明書のいずれか一つの写し

※母子健康手帳の場合は1ページ目の写し

届出先

東京美容国民健康保険組合 TEL 03-5908-8201